

北海道告示第10685号

北海道が令和4年度(2022年度)において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和4年(2022年)5月18日

北海道知事 鈴木 直道

(環境生活部所管分その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 北海道消費者行政強化事業 消費者行政の推進及び強化に向けた市町村及び適格消費者団体等の取り組みを支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>				<p>環生第2号様式(補助対象経費に建設工事を含む場合は、環生第8号様式を併せて提出する。)環生第15号様式環生第18号様式環生第20号様式環生第32号様式(申請者が市町村である場合を除く。)別に指示する様式</p>	<p>環生第2号様式(補助対象経費に建設工事を含む場合は、環生第8号様式を併せて提出する。)環生第30号様式環生第31号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部くらし安全局消費者安全課</p>		<p>書類は、総合振興局長又は振興局長を経由すること。(申請者が適格消費者団体である場合を除く。)</p>
<p>(推進事業) (1) 消費生活相談機能整備・強化事業</p>	市町村		<p>10分の10以内(知事が別に定める額を限度額とする。)寄附金その他の収入金があるときは補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。</p>					
<p>ア 消費生活センター等整備事業</p>		<p>消費者センターを含む消費生活相談窓口(以下「消費生活センター等」という。)の新設、増設、拡充を図るために必要な事</p>						

		<p>務所の設置、事務所の改修、機材・事務用機器の設置、執務参考資料購入、先行事例調査に要する謝金及び旅費、消費生活センター等の整備等の消費者行政の充実・強化の効果を把握するための調査経費、消費生活センター等の拡充を図るために必要な物品の購入及び消費生活センター等に関する住民への周知に係る経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>報償費、旅費、需用費（光熱水費を除く。）、役務費（電話使用料を除く。）、委託料（保守管理に係るものを除く。）、使用料及び賃借料（下水道料を除く。）、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、公課費（経常的な経費を除く。）</p>						
イ 消費生活相談窓口高度化事業		<p>専門的知識を有する者を活用するために必要な講師謝金、講師旅費、委託料（保守管理に係るものを除く。）</p>						
ウ 商品テスト強化事業		<p>消費生活センターが消費者から寄せられた製品関連事故に関する原因究明や品質性能検査などの依頼に対応できる機能を強化するために必要な経費のうち次に掲げるもの</p> <p>商品テスト機器の購入、試買品購入費などの調査費、使用料及び賃借料（下水道料を除く。）、専門家に商品テストの実施を依頼するための謝金・旅費、商品テストを外部機関に委託するための経費</p>						
エ 地方苦情処理委員会活性化事業		<p>苦情処理委員会の開催の促進、あっせん・調停機能の強化のために必要な経費のうち次に掲げるもの</p> <p>委員手当、委員等旅費、講師謝金、講師旅費、会場借料、会</p>						

		議費、調査費						
(推進事業) (2) 消費生活相談員養成事業	市町村	実務的研修のうち、「法人募集型」については、報酬及び旅費 実務的研修のうち、「自治体参加型」については、会計年度任用職員の給料、報酬、手当、費用弁償及び社会保険料、任期付短時間勤務職員の給料、手当及び社会保険料（ただし、給料及び報酬については一人の職員について日額1万5千円を上限とする。）	10分の10以内 （知事が別に定める額を限度額とする。） 寄附金その他の収入金があるときは補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。					
(推進事業) (3) 消費生活相談員等レベルアップ事業	市町村	1 研修開催 研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費、教材作成・購入に係る経費、研修開催を委託するための経費 2 研修参加支援 消費者行政担当者が消費者行政に係る研修に参加するために必要な旅費、研修費、教材費、研修参加を委託するための経費（「消費生活相談員養成事業」に係るものを除く。）	10分の10以内 （知事が別に定める額を限度額とする。） 寄附金その他の収入金があるときは補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。					
(推進事業) (4) 消費生活相談体制整備事業	市町村	消費生活相談など消費者行政機能を強化するための人的体制整備に要する経費のうち次に掲げるもの（会計年度任用職員に対しては、報酬、費用弁償、社会保険料（雇用主負担分）、任期付短時間勤務職員に対しては、給料、手当、社会保険料（雇用主負担分）、時間外勤務手当並びに制度移行後に新たに発生した各種手当、臨時職員に対しては、賃金、費用弁償、社会保険料（雇用主負担分）、常勤職員に対しては、時間外勤務手当を対象とし、	10分の10以内 （知事が別に定める額を限度額とする。） 寄附金その他の収入金があるときは補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。					

		<p>人的体制整備を委託するための経費及び相談業務を委託している場合の報酬引き上げに要する当該委託費を含む。)</p> <p>1 消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の勤務時間及び勤務日数の拡大に要する経費</p> <p>2 消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の配置・増員に要する経費</p> <p>3 消費者行政担当者（常勤職員）による時間外勤務に要する経費</p> <p>4 消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の報酬引き上げに要する経費</p>						
<p>(推進事業)</p> <p>(5) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業</p>	市町村	<p>地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業に要する経費（消費生活相談員の雇入れに要する経費、需用費のうち光熱水費、役務費のうち電話使用料、委託料のうち保守管理に係るもの、使用料及び賃借料のうち下水道料等の経常的な経費を除く。）</p>	<p>10分の10以内 （知事が別に定める額を限度額とする。） 寄附金その他の収入金があるときは補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。</p>					
<p>(推進事業)</p> <p>(6) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第47条第2項に基づく法定受託事務</p>	市町村	<p>消費者安全法第47条第2項に基づく事務に要する経費として明確に区分されるもの</p>	<p>10分の10以内 （知事が別に定める額を限度額とする。） 寄附金その他の収入金があるときは補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。</p>					
(推進事業)								

<p>(7) 適格消費者団体活性化事業</p>	<p>適格消費者団体で知事が適当と認める者</p>	<p>消費者問題に関する取組の活性化を図るために必要な事業の実施に直接必要な経費のうち、次に掲げるもの（経常的な経費を除く。） 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>10分の10以内 （知事が別に定める額を限度額とする。） 寄附金その他の収入金があるときは補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。</p>					
<p>(強化事業) (1) 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化</p>	<p>市町村</p>		<p>2分の1以内 （知事が別に定める額を限度額とする。） 寄附金その他の収入金があるときは補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。</p>					
<p>ア 情報化対応の推進 ・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実</p>								
<p>(7) 消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備</p>		<p>メール、SNS等を活用した相談受付の実施を周知するための経費（チラシ、デジタルサイネージ等）、メール、SNS等を活用した相談受付の体制整備に係る費用（パソコン、タブレット、周辺機器、人件費等）、相談情報の分析機能強化に係る費用（チラシ、専門家への謝金、人件費等）、デジタル補助員の設置に係る経費</p>						
<p>(4) 相談員の業務のテレワーク化に向</p>		<p>テレワーク導入のための経費（パソコン、タブレット、周辺</p>						

	けた体制整備	機器等)、テレワーク浸透のための経費(マニュアル作成費、専門家への謝金等)						
	(ウ) 非対面型来所相談対応の強化	非対面型来所相談のための経費(モニター、カメラ、ヘッドセット、パソコン、周辺機器等)、非対面型来所相談周知のための経費(チラシ、広告、案内紙作成等)						
	(エ) 消費生活協力員等の見守り活動の支援	消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の情報化のための経費(パソコン、タブレット、周辺機器等)						
	(オ) 主任相談員による相談機能の強化	市町村訪問に係る旅費、主任相談員の報酬の増額分						
	(カ) 広域連携の立上げ	コーディネーター業務の委託費、謝金、相談員のパソコン、什器、備品、参考図書等、広域連携の実施を周知するための経費(チラシ、広告等)、広域連携に係る消費生活相談員の派遣に係る旅費(消費生活センター設置自治体が、周辺自治体へ相談員を派遣する場合等)						
	イ 配慮を要する消費者(高齢者、障がい者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用							
	(ア) 配慮を要する消費者(高齢者、障がい者、外国人等)への対応力強化	消費生活相談を受けるための体制(自動翻訳機、テレビ電話通訳、外国語通訳、手話通訳等)整備に係る費用、配慮を要する消費者を見守る人へ消費生活相談窓口を周知するための経費、研修開催経費、広報・啓発経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査(アンケート)費、消費者教育コーディネーター委託費、人件費						

(イ) 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築		消費者安全確保地域協議会構築のための協議会委員謝礼、研修開催経費、広報・啓発経費業務委託費、実態調査（アンケート）費、通話録音装置に係る費用、会場使用料					
ウ 消費者教育・啓発への取組							
(ア) 新型コロナウイルス感染症に伴う対応、相談員等のメンタルケア等	市町村	高度な相談に対応する専門家派遣に必要な経費、研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、相談対応困難者対応研修、相談員等のメンタルケアに必要な経費					
(イ) 消費者教育の推進	市町村	研修開催経費、広報・啓発経費、講師謝礼・教材作成費、消費者教育コーディネーター委託費・人件費、実態調査（アンケート）費					
(ウ) 風評被害払拭のための取組	市町村	研修開催経費、広報・啓発経費、マルシェ開催経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費					
(エ) 食品表示制度の普及・啓発	市町村	消費者等を対象とした普及・啓発に係る費用、研修開催経費					
(カ) 適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援事業	消費者団体	研修開催経費、シンポジウム開催経費、電話相談・相談会開催に係る費用、広報・啓発経費					
エ S D G s への取組（エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等）	市町村						
(ア) エシカル消費の普及・促進		研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査					

		(アンケート) 費						
(イ) 消費者志向経営		研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査(アンケート) 費						
(ウ) 食品ロス削減の取組		研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査(アンケート) 費、食品ロス削減推進計画の策定に係る費用、フードバンク団体等への活動支援に係る費用						
オ 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組	市町村							
(ア) 価格監視・悪質事業者等への対応強化		事業委託費、人件費、執務参考資料の整備に係る費用、専門家の執務スペースの整備に係る費用、職員旅費、業務委託先である外部専門家の旅費						
(イ) 公益通報者保護制度の推進		研修開催経費、シンポジウム開催経費、執務参考資料の整備に係る費用、講師謝礼・教材作成費、通報窓口の整備に係る費用、広報・啓発経費						
(強化事業) (2) 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業	市町村		2分の1以内 (知事が別に定める額を限度額とする。) 寄附金その他の収入金があるときは補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。					
ア 国が指定するテー		研修参加のための旅費・負担						



マの研修への参加		金						
イ 国が指定するテーマでの研修開催		研修開催経費						
<p>以下に掲げる事項に関する消費者トラブル・契約トラブル防止に係る研修</p> <p>(ア) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応</p> <p>(イ) 配慮を要する消費者（高齢者、障がい者、外国人等）への相談対応</p> <p>(ウ) 消費者教育・消費者政策の普及啓発</p> <p>(エ) 消費者政策に関連する法改正等への対応</p>								